

日本人口学会旅費規定

(日本人口学会理事会定め)

会員の理事会および委員会への出席を助成するため、本学会は予算の範囲内で旅費を支払うことができる。旅費の支出は次の基準による。

- (1) 理事および監事が理事会に出席する場合（但し年次大会時の理事会は除く）、往復分の実費を支給する。
- (2) 大会運営委員長が理事会ならびに大会企画委員会に出席する場合、往復分の実費を支給する。
- (3) 委員および幹事が委員会に出席する場合の旅費は、原則として片道交通費とする。

上記いずれの場合も交通費は、開催地から片道 100km 以上の距離を超える場合とし、直近の空港（特急停車駅）間の通常交通運賃または JR 特急運賃に相当する金額とする。

2000年2月19日発効
2004年3月6日1次改正
2010年11月13日2次改正